

岩手県選挙管理委員会告示第68号

漁業法（昭和24年法律第267号）第94条において準用する公職選挙法（昭和25年法律第100号）第75条第3項及び漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第80条第1項の規定により、平成24年8月2日執行の岩手海区漁業調整委員会委員選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者（以下「職務代理者」という。）を次のとおり選任した。

平成24年7月24日

岩手県選挙管理委員会

委員長 八木橋 伸之

選挙長		職務代理者	
住所	氏名	住所	氏名
大船渡市三陸町吉浜字向野2番地1	庄司 尚男	上閉伊郡大槌町吉里吉里二丁目1番3号	佐々 輝子